

## 総務常任委員会報告書（平成23年9月定例会）

議案番号 議案第63号

議案名 平成23年度宝塚市一般会計補正予算（第3号）

### 議案の概要

平成23年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額から、それぞれ、1億4,100万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ、682億9,364万4千円とするもの

また、繰越明許費、債務負担行為の補正及び地方債の補正を、それぞれ計上するもの  
歳出予算の主なものは、自治会活動支援事業ではコミュニティセンター助成金を、児童福祉総務事業では婚活イベント委託料を、市立保育所整備事業では耐震補強等工事設計委託料を、環境保全対策事業では環境セミナーに要する費用を、災害対策事業では防災講習会に要する費用を、教育相談事業では中卒者対応に係る教育相談員謝礼などを、キンボールスポーツ全国大会等実施事業では実施事業補助金をそれぞれ増額する一方、東日本大震災の影響等により花と緑の市民活動推進事業、防火水槽整備事業、宝塚中学校老朽改修工事費、キンボールスポーツワールドカップ・宝塚2011実施事業をそれぞれ減額し、不急な事業の見直しとして、中学校武道場整備工事設計委託料の進捗調整を図るとともに、執行額の確定等に伴う執行残等を減額しようとするもの

歳入予算の主なものは、国庫支出金では過年度分の子ども手当負担金を、県支出金では過年度分の乳幼児等医療費助成事業補助金を、寄附金では宝塚希望応援隊活動等に対する寄附金を、諸収入ではコミュニティ助成事業助成金をそれぞれ増額する一方、国庫支出金では消防防災施設等整備費補助金及び安全・安心な学校づくり交付金を、繰入金では財政調整基金とりくずしを、市債では消防施設整備事業債及び中学校施設整備事業債をそれぞれ減額しようとするもの

繰越明許費では、市立保育所整備事業を設定しようとするもの

債務負担行為の補正では、中学校施設耐震化事業の宝塚第一中学校給食室等増築・渡り廊下工事を追加し、兵庫県信用保証協会が保証した宝塚市中小企業振興事業災害特別資金及び小規模企業振興災害特別資金の無担保無保証人資金あっせん融資に係る損失補償を変更しようとするもの

地方債の補正では、消防施設整備事業債及び中学校施設整備事業債の限度額をそれぞれ減額しようとするもの

論点 1 新規事業は妥当か（拡充事業を含む）

### 質疑の概要

問 婚活イベント委託事業の必要性は。

答 少子化対策の一環として、県の補助があるから実施するもの。

問 仁川保育所の耐震補強工事設計委託の必要性は。

答 耐震調査の結果、仁川保育所の耐震補強工事が必要と判断。

<p>問 西逆瀬川自治会館の整備助成金を、9月補正予算とした理由は。</p> <p>答 整備内容が固まらず当初予定していた補助金を断念。</p> <p>問 農地・水・環境保全向上対策事業の必要性は。</p> <p>答 西谷地域の4地区を対象に、放っておくと水漏れ等の可能性があるため実施するもの。</p>
<p><b>論 点 2</b> 不急な事業がもっとあるのでは 不急な事業を選定する基準</p> <p><b>質疑の概要</b></p> <p>問 東日本大震災を受け、被災地支援のため不急な事業を削るもの。判断の基準は。</p> <p>答 当初予算で必要と判断したものを削るものであり、緊急性、優先性から判断した。市民サービスへの影響、他市の状況、国補助金の不採択又は縮小による市の負担増、代替策の有無を精査した。</p> <p>問 他に不急の事業はなかったのか。</p> <p>答 花屋敷旧伊藤忠グラウンドの本格オープンの延期、国等の補助金が不採択又は削減となった事業の見直しを検討している。 12月定例会又は3月定例会での提案を考えている。</p>
<p><b>論 点 3</b> 国補助の削減で事業中止、今後の方向はどうか</p> <p><b>質疑の概要</b></p> <p>問 国補助の削減なら地方への負担の押し付け。市の基本姿勢は。</p> <p>答 国補助の動向は不透明であるが、補助申請を続け整備を進めたい。 重要な個所は、市単独でも実施できないか検討していきたい。</p>
<p><b>論 点 4</b> ムダの削減と行政改革の取り組みが反映されているのか</p> <p><b>質疑の概要</b></p> <p>問 第三者機関である行財政改革推進委員会から提言を受けたが、その検討結果は反映されているのか。</p> <p>答 提言は行政サービスへの影響が大きいものであり、所管課からヒアリングを行い協議を進めている。 平成24年度予算に反映できるものは、していきたい。</p>
<p><b>自由討議の概要</b></p> <p>委員A 国補助の削減を受ければ事業を廃止・縮小するのではなく、市として必要な取り組みを進めていく視点をもつ必要がある。</p> <p>委員B 予算編成の前に議会として意見を出すことが大事。</p> <p>委員長 今後の耐震化事業計画について、市長に資料の提出を求めることとする。</p>

討論 なし
その他 なし
議決結果 可決（全員一致）

総務常任委員会報告書（平成23年9月定例会）

<b>議案番号</b> 議案第64号
<b>議案名</b> 平成23年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第2号）
<b>議案の概要</b> <p>平成23年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費の歳入歳出予算の総額に、それぞれ、1億1,893万1千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ、226億3,413万1千円とするもの</p> <p>歳出予算の主なものは、後期高齢者支援金事業、過年度分の国庫負担金等に係る償還事業をそれぞれ増額する一方、介護納付金事業を減額しようとするもの</p> <p>歳入予算の主なものは、療養給付費等負担金、老人保健拠出金還付金をそれぞれ増額しようとするもの</p>
<b>論点</b> 1 増額についての考え方 今後の予算の組み立て方、考え方
<b>質疑の概要</b> <p>問 前年度事業費が確定したことによる予算の増額。毎年恒例になっているが。</p> <p>答 社会保険支払基金に拠出する後期高齢者医療支援金の額は、平成23年度の予定額と平成21年度の精算額により決定する。</p> <p>当初予算では額は確定しておらず、今回21年度分の納付額が確定したことから補正予算を行うもの。</p> <p>支払額の予測が難しい面もあるが、できる限り精査に努めたい。</p>
<b>自由討議の概要</b> なし
<b>討論</b> なし
<b>その他</b> なし
<b>議決結果</b> 可決（全員一致）

総務常任委員会報告書（平成23年9月定例会）

<b>議案番号</b> 議案第65号
<b>議案名</b> 平成23年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第1号）
<b>議案の概要</b> 平成23年度宝塚市特別会計介護保険事業費の歳入歳出予算の総額に、それぞれ、6,317万6千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ、127億5,327万6千円とするもの 歳出予算は、過年度分の地域支援事業診療報酬支払基金交付金等に係る償還事業を増額しようとするもの 歳入予算は、介護給付費準備基金のとりくずしを増額しようとするもの
<b>論点</b> 1 増額についての考え方 今後の予算の組み立て方、考え方
<b>質疑の概要</b> 問 基金の取り崩しを前提とした事業となっている。 今後の考え方は。 答 第4期介護保険計画は平成21年度から23年度の3年間。 補助金5億円による基金の取り崩しを前提に制度が成り立っている。 今後3年間の運営について介護保険運営審議会から意見を頂戴している。 介護保険事業のメニューのあり方、介護保険料の引き上げや初年度は基金を取り崩す等の意見が出ている。
<b>自由討議の概要</b> なし
<b>討論</b> なし
<b>その他</b> なし
<b>議決結果</b> 可決（全員一致）

総務常任委員会報告書（平成23年9月定例会）

<b>議案番号</b>	議案第66号
<b>議案名</b>	平成23年度宝塚市特別会計中筋財産区補正予算（第1号）
<b>議案の概要</b>	<p>平成23年度宝塚市特別会計中筋財産区の歳入歳出予算の総額に、それぞれ、65万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ、135万1千円とするもの</p> <p>歳出予算は、財産管理運営委託料を増額しようとするもの</p> <p>歳入予算は、区有金繰入金を増額しようとするもの</p>
<b>論点</b>	<p>1 今後の財産区管理費のあり方 (今回のような補修について、施設整備の更新時期などの考え方)</p>
<b>質疑の概要</b>	<p>問 緊急性のある事業への対応だが、今後も起こりうること。 財産区は市の特別会計予算。 あらかじめ予算措置をする等予算のあり方を考える必要があるのでは。</p> <p>答 本年度から特別会計の扱いとなった。 財産区から7月に補助申請があり今回の補正予算となった。 財産区と市が一緒に考え、必要なものは当初予算で措置している。 他の財産区では、特別会計に予備費を計上する例もある。 予備費での計上も含め、中筋財産区と協議をしたい。</p>
<b>自由討議の概要</b>	なし
<b>討論</b>	なし
<b>その他</b>	なし
<b>議決結果</b>	可決（全員一致）

総務常任委員会報告書（平成23年9月定例会）

<b>議案番号</b> 議案第67号
<b>議案名</b> 宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
<b>議案の概要</b> 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が、平成23年6月30日に公布されたことに伴い、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例等を規定するため、宝塚市市税条例の一部及び宝塚市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正しようとするもの
<b>論点</b> 1 法改正について  <b>質疑の概要</b> 問 株式が市税収入に与える影響は。 答 本来は配当金の20%が市県民税収入となるが特例で10%に軽減されている。 国の法改正にともない軽減期間を延長するもの。 軽減措置がなければ1億円程度、市税の増収が見込まれる。 軽減措置が終了する平成26年1月以降の数値は不詳である。
<b>自由討議の概要</b> 議員A 市の財源が厳しい時に資産家を対象とした軽減措置。 貯蓄が株式に廻ることは、庶民の生活ではあり得ない。 市長から一言、国に対し意見を言う必要がある。
<b>討論</b> 議員A（反対討論） 株式への減免措置の必要性はない。
<b>その他</b> なし
<b>議決結果</b> 可決（賛成多数） 賛成7名 反対1名

総務常任委員会報告書（平成23年9月定例会）

<b>議案番号</b> 議案第76号
<b>議案名</b> 工事請負契約（宝塚市庁舎空調設備等改修工事）の締結について
<b>議案の概要</b> 宝塚市庁舎の空調設備等について、平成23年度から26年度までの継続事業として改修工事を行うため、工事請負契約を締結しようとするもの
<b>論点 1</b> 今後の更新時期での資金計画  <b>質疑の概要</b> 問 いずれまた機器の更新は必要になる。 今後の更新に向けどう対応していくのか。 答 耐用年数は15年程度。 今回の工事で集中管理方式から個別管理方式に変更する。 フロア単位での改修が可能になり、今回のような大規模な改修の想定はなくなる。 長期的な資金計画は、財政当局と協議していきたい。 問 機器のメンテナンスは。 答 耐用年数が長くなるよう計画的なメンテナンスを行っていく。 当初からメンテナンス契約を締結していく。
<b>論点 2</b> 時期、入札の経緯、入札方法の妥当性 入札の公平性  <b>質疑の概要</b> 問 3社が最低制限価格で入札し同額となっている。 競争性からも問題があり不適切では。 答 制限付一般競争入札で実施し23社を想定。 3社が同額となりくじ引きで決定した。 積算内訳書の提出を事前に求め、実施が可能かどうかを確認している。 入札後に決定する変動制による最低制限価格の制度を一部で導入している。 入札及び契約に係る制度に関する調査専門委員からも意見をいただいております、引き続き検討していく。
<b>自由討議の概要</b> なし
<b>討論</b> なし
<b>その他</b> なし



**議決結果**

可決（全員一致）

総務常任委員会報告書（平成23年9月定例会）

<b>議案番号</b> 議案第84号
<b>議案名</b> 宝塚市教育委員会の委員任命につき同意を求めることについて
<b>議案の概要</b> 宝塚市教育委員会委員1名の任期満了に伴い、新たに次の者を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるもの 宝塚市教育委員会の委員に任命しようとする者 住所 宝塚市すみれガ丘1丁目 氏名 小野武
<b>論点 1</b> 公募についての市としての考え方  <b>質疑の概要</b> 問 市長公約では、副市長、教育委員を公募制にとのこと。 今までに機会はあったが実施されていない。 今回はなぜ公募したのか。 答 広く市民から経験豊富な人材を募集し、適任な人材を求めたいと聞いている。 80人の応募者。選任にあたっては、熱意、人格、識見に留意した。 問 今回は公募。今後この方式をすべての教育委員の選任で行っていくのか。 答 市長の現任期中には教育長が任期満了となる。 教育長には教育行政に明るいことが求められる。 他の教育委員とは性格が違っており、公募に馴染むかどうか検討する必要がある。 問 教育長も教育委員の一人。教育長には公募方式はとらないということか。 4人の教育委員は公募、教育長は市長が自分で選ぶと発表する方が良いのでは。 答 教育長の公募は全国で4市のみ。どこも慎重に判断している。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める条件となる。
<b>論点 2</b> 選任の方法の妥当性、公平性  <b>質疑の概要</b> 問 幅の広い視野と専門的な知識を必要とする。 なぜ市内在住に限定したのか。人材が限られてしまう。 答 市民との協働の考え方から、地域の状況、教育の現状を承知する方とし、市内在住を要件とした。 問 教育委員は年齢の高い方が多い。年齢に配慮しても良かったのでは。 答 著しい偏りにならない年齢のバランスは必要。 問 委員選任の方法は論文と面接か。 答 1次選考は小論文を外部委託し実施。その後、5人の庁内選考委員の持ち点制に

より総合評価を実施し23人を選出した。

2次選考はグループ討議と個人面接。

各選考委員がそれぞれ3名を選出し、最終1名に絞ったもの。

問 選考委員の構成は。

答 市長、副市長、教育長、教育委員会管理部長、総務部長の5名。

**自由討議の概要**

なし

**討論**

なし

**その他**

なし

**議決結果**

同意（全員一致）

## 総務常任委員会報告書（平成23年9月定例会）

<b>議案番号</b> 議員提出議案第3号
<b>議案名</b> 宝塚市特別職職員の給与並びに議員報酬の削減及び議員定数の削減を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について
<b>議案の概要</b> <p>国の財政は危機的状況を迎え、今後、国家財政の破綻も懸念され、懸念が現実のものになれば国から受ける多額の地方交付税交付金に依存している本市財政は危機的状況に陥ることが予想される。</p> <p>さらに、人口減少と高齢化による市税収入の減少が予想され、加えて高齢化に起因する扶助費の増大やクリーンセンター焼却炉をはじめ公共施設等の改修及び更新等に多額の歳出を余儀なくされることも、本市財政にとって大きな不安材料である。</p> <p>よって、国債金利の急騰により長期金利が高騰する前に、市債残高の削減を強力に進める行財政改革が求められる。行財政改革を進めるためには、まず市特別職職員の給与並びに議員報酬の削減を行い、市民及び市職員に範を示す必要がある。</p> <p>また、市民は行財政改革だけでなく、さらなる議会改革も求めている。その実現には、昨今の世論の動向を踏まえ、議員定数の削減が必要である。</p> <p>そこで、市特別職職員の給与並びに議員報酬の削減及び議員定数の削減を行う。</p>
<b>論点 1</b> 提案にあたっての経緯について
<b>質疑の概要</b> <p>問 予算を伴うものだが市行政との調整が必要では。</p> <p>答 地方自治法上の義務はなく行っていない。</p>
<b>論点 2</b> 議会基本条例の第24条で示した考え方について
<b>質疑の概要</b> <p>問 議案の提出議員も賛成し本年3月に議会基本条例を可決。</p> <p>第24条では、議員報酬は市民の客観的な意見を参考に定めなければならないとある。</p> <p>現在、市民が参加する特別職報酬等審議会が開催され審議を進めている段階。</p> <p>その点についての考えは。</p> <p>答 会派の3名の議員が公約に掲げて当選、合わせて10,000票となる。</p> <p>それが市民の意見と考えている。</p> <p>問 各会派に対して議案の話はされたのか。</p> <p>答 会派への根回しは行っていない。</p> <p>問 公約に掲げた3名で10,000票。逆に言えばそれ以外の方は賛同していないことになってしまう。</p>

会派への説明は根回しのことを言っている訳ではない。

市長はひとりで意思決定できるが、議会は26人で決めるもの。

提案した条例を実現させるためには、理解を求めておくのは必要なプロセス。

多数意見だからと強行するものではないのでは。

答 委員会での質疑こそが意見を聞く場。

問 議員報酬は、上げるのも下げるのも、自分たちで自分たちのものを決めるのではない。

10,000人の支持者ではなく、パブリックな手続きによって、市民の意見を入れる必要があるということ。

行財政改革の観点だけで、議会を考えていくのは間違っているのでは。

答 報酬のカット率には一定の信念を持っている。

問 平成20年12月に議決した報酬審議会の条例改正には、議案の提出議員も含め全議員が賛成している。

報酬審議会は、2年ごとに定期的開催し見直しを図ることとしており、現在、審議を進めている最中。

それを無視する形で出された議案。

市民の代表で構成された審議会委員の立場をどう考えるのか。

答 報酬審議会のあり方には疑問がある。

### 論 点 3 根拠としていることが根拠となりうるのか 妥当性はあるか

#### 質疑の概要

問 議員定数20人の根拠の中で、県下20万人以上の都市と単純比較と述べているが。

答 神戸市、西宮市と比較。

問 市民10,000人あたり議員1人とのこと。

川西市なら15人、猪名川町なら3人と理解して良いか。

答 数字の方程式ではない。

問 議員定数26人から20人への削減は第1弾とのこと。今後の考えは。

答 方向性としては、委員会制度を廃止し本会議中心主義にすべきと考えている。

きっちり議論するには10人が適当と言われている。

一気にはいかないのでまずは20人とした。

問 提案議員のブログでは、議員定数を段階的に4人ずつ減し最終的に10人に。

議員は大学院の修了者とし、プロの議会とする仕組みづくりは可能。

その上で議員の報酬を引き上げると述べているが。

答 相応しい人材が必要となる。報酬を引き上げることで議員となる人材が確保でき

る。

問 学歴まで示してプロ集団としているが。

答 それは提案議員のひとりである私個人の主張。

問 議会の効率化とはなにか。民主主義を進めていくことができるのか。

最終的に10人にすることと相容れるのかを考える必要がある。

答 定数と民意の反映には関係はないと考えている。

問 施行日は、平成23年11月1日。議会基本条例第24条を理解し、市民の客観的な意見を聴くとのことだが、日数がないのでは。

議会制民主主義を守る姿勢が見えない。

答 確かに言われるとおりだが、議会改革にはスピードが必要。

期限があつてこそ議論が高まる。

問 退任した議員の「ほとんど」とか「たくさん」とかが、議員定数は20人で良いと言っているとのことだが、何人の議員か。

答 「意見が強かった」に訂正した。議員が集まったところで口々に出たと記憶している。

問 退任した議員に確認した。提案者の周りの感覚でしかない。

全くの主観であり根拠とならない。

答 主観であるが多いと感じた。錯覚かもしれないが。

10人が適当と述べている教授がいる。

問 その教授は、議員定数削減は市民受けするが安易な削減は危険とはっきり述べている。

市長に対抗できる議会である必要があり、議員の定数削減は民主主義の自殺行為とも述べている。

本市の議会改革が始まり大きな改革を進めようとしている時に無理がある。

答 定数を減らしても事務局機能は充実させるもの。

問 議会改革は人数を減らすのではなく、政治的信条の違う議員集団が合意形成に努めること。

危機であるなら議会はまとまらないといけない。

二元代表制に立ちかえること。

いかにして負託をいただいた市民の皆さんに伝えていくかでは。

答 議会の基本原理は多数可決である。

改革にはスピードが求められる。

#### 自由討議の概要

議員 A 地方自治法が決めているのは多数決だが、それは最数的な手段。

議論のプロセスが大切であり、民主主義の基本原則。

議案が出されてしまったら多数決しかない。

スピード感といいながら強権的な出し方。  
現職の議員だけでなく、将来の議員も含めた問題。  
地方自治の原則を大切に。必要な場を設定し、  
学識者、市民も参加し、議論して決定することが大切と思う。  
十分な議論をする前に、この場で決めたらだめだと思う。  
否決せざるを得ない提案になっている。  
一から議論をしようという姿勢が見受けられない。

議員 B 財政の危機は、職員の努力で食い止められてきている。

職員の人材確保と意欲喚起が必要。

11月1日から施行、それまでに決めろというなら、決めるしかない。  
本来なら議会基本条例に基づき、市民の客観的な意見を聞き議論をしたい。

議員 A 議論は必要。いま議会が形を作ろうとしていることを優先したい。

議員報酬の削減、議員定数の削減は、議会改革の中で進めてきた。  
議論を深めることは必要だが、

何もかも一緒くたになっているものを、11月1日までに決めれるのか。  
しかるべき場で、しっかりと時間をかけてやるべきだ。

議員 D あせってやるべきことではない。今定例会で決められるものではない。

プロセスが大事。議員間で意見が違ふのは当然のこと。合意形成が大事。

先送りにするのではない。みんなで合意して前に進むべき。

提案がだめと言うのではない。議案の提案権はある。

今回のやり方は強引過ぎる。いろんな意見に対応すべき。

提案議員4名のうち3名は新人議員。

議員 B どのような形で進めるか、しかるべき場で議論が必要。

11月1日施行は変えられないと、提案議員が言われたこと。

だから決めるしかない。

有事ではない。あれだけの負債があってもやってきた。

国の制度を利用しながら、負債も減らし基金も残してきている。

対応できる能力を持っている。それが活性化につながる。

それも聞いてもらえない。

施行日を自ら撤回する気があれば話しは別だが。

11月1日は皆さんが提案したこと。

できないなら提案された議案の中で判断するしかない。

議員 E 各会派の判断を持ってこれないのか。

議員 A 議案として出されたものを、なぜ提案者の都合で持ち帰らないといけないのか。

議案として出して、このような形にしたのは提案者の方。

提案者が勝手に決めた期限。そこは変えることができない。

- 議員E わりと政党単位で、定数、報酬はぱっとできる。  
対案を出せる能力があれば。
- 議員C なぜ対案を出せというのか。そちらの都合である。
- 議員B 過去の定数問題。会派間で議論し、一定の合意を行った上で提案したもの。  
提案議員が、いったん議案を撤回するなら話は別だが。  
すでに議案を出している。  
市政のことを考え、議会のことを考え、市民のことを考えるならいったん撤回し、あらためてしかるべき場に。そうしないと合意できない。  
すでに条例を出されている。上から目線ではいけない。  
議員はみんな市民の負託を受けている。  
10,000票と言っても意味がない。  
撤回できないというなら決めるしかない。
- 議員E 合意のツールが議案と考えてきた。
- 議員B 議会の合意を得る努力をしないとどうにもならない。  
提案議員に言っておきたい。  
心の余裕と、宝塚市の未来に責任を。  
提案議員なら分ってもらえると思いつ述べている。
- 議員E この議案は、この議案で。
- 委員長 議員はみんな、市民のためと思っている。手法の違い。

## 討論

- 議員D (反対討論)  
議員報酬は、報酬審議会の答申を受けた上で議会として決めるもの。  
現時点で決めるものではない。  
議員定数は、民主主義をどう考えるか。議会の役割を考えた上で決めるもの。  
これ以上の定数削減には反対。
- 議員C (反対討論)  
納得できる論点が定まらない。提案の出し方に問題。  
もっと議論を深めておくべき。  
もっと市民の声を聞いておくべき。
- 議員A (反対討論)  
議員定数、議員報酬、特別職給与は、根拠とする数字が根拠になっていない。  
どんな人を議会に送るかも議論が必要。納得できない。  
議会は二元代表制の一翼としながら、応じきれていない現実が言われている。  
負託は白紙委任ではなく、市民の代表者。  
直接民主制と間接民主制の制度設計が重要。
- 議員B (反対討論)



市民の客観的な意見を定める手続き、議会基本条例第24条の具体化をしていく必要がある。

議員E（賛成討論）

提案には一定の根拠があると考えている。

職員給与の2割カットでの生活。民間はそれでまわっている。

特別職はさらに踏み込む。

それは常識的な判断。

**そ の 他**

委員から提案のあった「議会基本条例第24条、市民の客観的な意見」について、その具体的な仕組みづくりができないか検討することを、委員全員の意見として提案することとした。

**議 決 結 果**

否決（賛成少数）      賛成1名 反対7名

総務常任委員会報告書（平成23年9月定例会）

議案番号 議員提出議案第4号

議案名 宝塚市の施設及び市議会議場における国旗の掲揚並びに市の一般職の職員、特別職の職員及び市立学校の教職員による国歌の斉唱に関する条例の制定について

議案の概要

国旗及び国歌に関する法律、教育基本法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、市の施設及び市議会議場における国旗の掲揚並びに市の一般職の職員、特別職の職員及び市立学校の教職員による国歌の斉唱について定めることにより、市民、とりわけ次代を担う子どもが伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する意識の高揚に資するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う。

論点 1 妥当性また必要性はあるのか

質疑の概要

問 議場での国旗は、条例化しなくても、会派代表者会で決められるもの。

答 会派代表者会で議論したことはない。

教育的な目的を達成するには条例化しかない。

問 条例化は法で縛るもの。

国歌を歌っているかいないかを何で判断するのか。

これは重要なこと。本人それぞれの意志もある。

条例化してまでの拘束はどうかと思うが。

答 確認をするものではない。

問 何に基づいて、誰が、どのようにして、歌っているかいないかを確認するのか。

確認をする必要があるかどうか誰もかが判断する。

そして誰かが歌っているかどうかを判断する。

2つの恣意が起こりうる。そこに危険がある。

学校に行くが全員が歌っている雰囲気。

国旗の掲揚は国の施設には当然のこと。

市の施設になぜ市旗を掲げないのかとの市民の声がある。

答 国歌の斉唱は教職員が主目的。

教員に義務を課すことは最高裁の判例でも認められている。

施設に国旗を掲揚する、身近に国旗を掲げることは教育への補完的な意味もある。

教育で市旗のことを教えることは求めている。

国旗の掲揚は、国際的なマナー、ルールを教えるという目的を達成するものである。

- 問 私の質問に正確に答えていない。  
確認をする必要があると判断するのは誰かと言えば学校長。  
それを判断することが恣意的と言っている。  
歌っているかどうかを確認することが恣意的。  
ひとりひとりが歌っているかどうかを確認するのも学校長。  
学校長が確認しなさいと条例化するもの。  
それは歌っているかどうかを誰かが確認することであり、極めて恣意的なもの。
- 答 確認する必要がある場合は学習指導要領に基づく。  
しっかりと歌うことを確認しないとできない。恣意的なものはない。
- 問 質問により確認をしている。  
提案議員の考え方を聞いているわけではない。  
必要があるかどうかを決めるのは学校長。決めることが恣意的な判断。  
歌っているかどうかをどのようにして確認するのか。  
それは密告政治になってくる。  
ある人を陥れようと思えば歌っていないと密告すればそうになってしまう。  
結果的にそうになってしまう。  
そんなもの判断できるわけがない。隣の人にしかできない。  
そのことを条例で決めようというのか。
- 答 学習指導要領に基づく判断を学校長が下すもの。  
歌っているかどうかの判断は、その場で変わってくる。
- 問 学校長が現場で判断。どのようにして判断するのかを聞いている。
- 答 学校長が最終判断する。
- 意見 学校長には、確認をする必要性はないとの判断もあり得る。  
どのようにして判断するかの方法はない。  
個人の精神的な問題になる。  
条例化はそこまでいくことになる。
- 問 学校現場で、起立斉唱がなされているなら、それで充分と考えるが。
- 答 現状は確かにそのようである。  
条例化の意義はルールの明確化。
- 問 規制を作るのは強制ではないか。
- 答 公務員の職務上の義務である。  
公務員に思想を求めるものではなく、儀礼的な所作を求めるもの。
- 問 旗、ポール、取付工事。予算を要するがその試算は。
- 答 90箇所。国旗はあるがポールはなし、ポールはあるが国旗はなし、両方なしと様々。

概ね30万円程度と見込んでいる。

問 条例を可決すれば、補正予算で対応か。

答 まとめて措置するのか、担当課ごとにやるのかで変わってくる。

#### 自由討議の概要

議員A これは命令についての判例。条例についての判例ではない。

条例についての判断は最高裁には出ていない。

法律で制約しないのは、精神的な自由権であるから。

自由主義によって経済は発展してきた。

条例で制約する前に、会派代表者会で話しあえるもの。

学校ではみんな起立しており必要性はない。

他にも啓発による手段もある。

議員B 大切なのは判例の補足意見。

判決はそうだが慎重に考えるべきと、多くの裁判官が語っている。

判決がすべてではない。

判決がこうだからという言葉で、断定的に考えるのは間違っていると思う。

議員C 人の不利益が生じるものは慎重にやらないといけない。

現場が納得している訳ではない。

子どもたちに文化を教える以外に余計なことは必要はないと、

国旗国歌法制定時の官房長官であった野中氏も宝塚での講演で述べていた。

#### 討論

議員B (反対討論)

歴史的事実を理解することが大切。

強制されるべきものではない。

憲法19条、良心の自由を侵すもの。

議員C (反対討論)

人の自由を大切にしたい。

特に自由の権利を制約するものは、なるべくない方が良い。

この条例がなくても方法はある。

議員D (反対討論)

合意を求めるのが宝塚市議会のやり方と理解する。

議案の出し方が、踏み絵をさせるようなやり方には反対。

議員E (賛成討論)

アレルギーが強いと感じた。

学習指導要領には指導すると書かれているが、生徒さんには教えていない。

英語を話せることが国際人ではない。

国際的マナー、ルールをとまなわないといけない。

現実を見てこのままで良いのかとの思い。  
自分自身の義務教育で、国歌、国旗を見たことがなかった。  
学習指導要領と現実の乖離が課題のひとつと思う。

**そ の 他**

なし

**議 決 結 果**

否決（賛成少数）      賛成 1 名   反対 7 名

## 総務常任委員会報告書（平成23年9月定例会）

<b>議案番号</b> 請願第7号
<b>議案名</b> 沖縄県において明確にされた普天間基地の県内移設反対・撤去の住民意思を尊重し、国の政策立案・実施に反映することを求める意見書の提出及び決議を求める請願
<b>議案の概要</b> <p>自治の根源にあるものが住民意思であることは、全国民に共通の認識です。</p> <p>昨年6月那覇市議会、7月沖縄県議会で、普天間基地の県内移設反対の意見書が全会一致で採択され、10月には名護市議会でも採択されました。さらに、11月の沖縄県知事選挙では、2大陣営がともに「県外移設」「県内移設反対」を掲げ、「県民の総意」が変わっていないことを示し続けています。</p> <p>「これ以上、沖縄に基地はいらない」—これは「沖縄県民の総意」です。</p> <p>地方自治の本旨は住民意思を実現することです。外交や安全保障も、その本質は国民の幸福を実現することであり、この根本にあるのはやはり住民の意思に他なりません。</p> <p>国の政策立案・実施に際しては、地方自治体において明確にされた住民意思を尊重し、その反映に最善の努力を尽くすべきです。</p> <p>戦後65年間一貫して過重な基地負担を強いられている沖縄県民の心情に思いを馳せ、地方自治の本旨および宝塚市非核平和都市宣言の理念を尊重する立場から、以下請願します。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 沖縄県において明確にされた普天間基地の県内移設反対・撤去の住民意思を尊重し、国の政策立案・実施に反映することを求める意見書を日本政府に提出してください。</li><li>2 沖縄県において明確にされた普天間基地の県内移設反対・撤去の住民意思を尊重することを国に求める決議をしてください。</li></ol>
<b>論点</b> 1 本市議会が当該、意見書及び決議を出す意義
<b>質疑の概要</b> <p>問 前回の請願と同様の趣旨。 現在の状況はどうか。</p> <p>答（紹介議員） 住民独自のことはつかんでいない。</p>
<b>自由討議の概要</b> <p>議員A 請願の制度をどこまで広くするか、慎重に考えたい。 地方公共団体の公益に関する課題が請願の対象。 外交上、防衛上の問題。基地の代替案を考えられない立場。 反対するだけ反対してどうなのかとも思う。 住民意思の尊重、地方自治の立場と、具体的な国への意見は分けて考えるべき。</p> <p>議員B なぜ外交に口出しできないのかよく分らない。</p>

住民の利益に関わることは、直接的なことだけを取り上げることではない。  
大きな立場で、日本とアメリカの関係、地位協定は住民の利益につながる。  
悲惨な事件が日々起きている。

市議会の意思を表明するのは大事なこと。

地域の改善、基地の撤去を求めるのは当然と考える。

議員A 悲惨な事件の解決を求めるのは、沖縄だけの問題ではない。

それを超えて基地の移設まで、市議会、地方議会が出すのはどうか。

議員B 様々な事件が起きるのは米軍の基地があるから。なければ事件は起きない。

アメリカの言いなりになる日本の地位はそこからきている。

真の独立の立場から考えると日米地位協定の問題。そこでの沖縄の問題。

国全体のあり方は考えるべきこと。宝塚市の住民にも関係している。

なぜ地方議会がものを言えないのか。

議員C 悲惨な事件はあってはならないこと。

イコール基地がそこにあるからとなると、

県外に移設する、他の県なら良いということなのか。

理論が飛躍していると思う。

アメリカの言いなりというがイデオロギーの相違。国と国との条約によるもの。

そのハードルは難しい。

市議会として責任をもって意見書を出すには、

市議会としてこうしようと言うことが必要。いろんな考え方があり難しい。

市議会として合意できる問題か。

議員D 意見書を出すことも良いと思うが、厳しい状況にある。

これは民主党政権が努力すること。今の政治が良くない。

沖縄の県民の意思は、自民、公明等も含めオール賛成となっている。

イデオロギーでの対立ではない。

沖縄の主張を大切にするのは、極めて当たり前のこと。

今までそう言っていたのだから当たり前のこと。

地方が国の政策に反対することは、今後も絶対にある。

意見書を出す、国に意見を述べることは良いと思う

決議は市議会の意思、それは違うと思う。

議員B C議員は理論の飛躍と言われたが、飛躍ではない。

他の県に移設するのではなく、それは米軍が考えること。

とにかく出て行ってもらうこと。沖縄県民の意見を尊重したい。

その思いを汲み、国へ意見を申し出るのは大事と思う。

議員C 議論を受けて言ったこと。他の県で受けるようにと言ったわけではない。

イデオロギーの差。いろんな立場がある。

今回の請願とはかけ離れた議論。

国の政策立案の実施に反映すること。

普天間基地の撤去を求めるのは難しいと思う。

議員D 国も考えなさいと言おうとするもの。

それから後の、国がどうしろこうしろという権限は我々にはない。

それは国が考えること。

そういう意味での意見書。

国権を預かるようなことは我々にはできない。

外交は交渉ごと、厳しい状況は理解できる。

民主党政権の頑張りどころ。それで国民の支持を得たのは事実。

決議が難しいではなく、意見書を出すのが難しいということ。

決議は我々の意思を示すものなので。

**論 点 1** 本市議会が当該、意見書及び決議を出す意義  
(再質疑)

#### 質疑の概要

問 県内移設反対の住民意思を尊重する。国の政策実施に反映するとは。

答 (紹介議員) 住民の意思を尊重し反映することに止めている。

問 国への意見書提出に対する国の通達は。

答 (議会事務局) 昭和38年に、外交問題は国の専権事項。

慎重な態度が望ましいとの通知が出ている。

昭和41年に再度通知があり、地方に要望されている。

#### 自由討議の概要

(再討議)

議員F 住民意思を尊重した上で、国の政策に反映。

住民意思は、国の政策を決定することを求めている。

住民意思で安保政策を決めるべきではない。

国が考えること。宝塚市が意見をすることではない。

議員D この請願は、安保政策、日本の基地政策を議論しているのではない。

県内移設反対の意思、オール沖縄県議会の意思を尊重してくれということ。

そこから先は議論する権限はない。国に任せば良い。

広い意味で沖縄の気持ちを尊重して欲しいということ。

趣旨採択ではどうか。

議員A 沖縄県民の気持ちを否定するものではない。

議員D 大きな趣旨はこのとおり。

請願項目は決めないということ。



意見書を出す、決議をするは決めないということ。

#### 継続動議

否決（賛成少数） 賛成 3 名 反対 5 名

#### 自由討議の概要

##### （再討議）

議員 H 請願項目は国策。見直しの反映を求めることが見えてしまう。

地方議会は立ち入らない方が良いと思う。

総務省も慎重な対応を求めている。

国政レベルと地方自治レベルは、三権分立と同様に立ち入らないのがルール。

趣旨には共感できる。当然のこと。

議員 F 住民意思を尊重し、国の政策に反映とある。

反映に最善の努力を求めるのは、当事者でない宝塚市としてどうかと思う。

議員 C 請願項目は採択しないというのであれば、趣旨採択であれば良い。

できるだけ請願は受け入れていきたい。

#### 討論

議員 F（反対討論）

国の政策に反映を求めることは賛成できない。

議員 B（賛成討論）

請願者の願意を汲みあげ趣旨採択とすることに賛成。

#### その他

なし

#### 議決結果

趣旨採択（賛成多数） 賛成 7 名 反対 1 名